

男性労働者の育児休業取得率の公表

社会医療法人仁生会 の 2024 年度における男性労働者の育児休業等取得率を次のとおり公表します。

対象期間	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
育児休業等の取得率	100% (育児休業等を取得した男性労働者数 ÷ 配偶者が出産した男性労働者数 × 100)

※育児・介護休業法の改正により、従業員が 300 人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられています。(2025 年 4 月 1 日施行)

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業(産後パパ育休を含む)
- ・育児・介護休業法第 23 条第2項(3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務)又は 第 24 条第1項(小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務)の規定に基づく措置として育児休業に関する 制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業